

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年6月29日

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 寺 本 真 也

【最寄りの連絡場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 寺 本 真 也

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社
(東京都文京区湯島三丁目16番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役の員数を13名以内から7名以内に変更する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、太田勝也、根来紀行、脇野喜和、白波瀬文雄、関敏明及び西田喜直の6名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、小原正敏を選任する。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する松村光常、牧野宏治、南部敏之、早川雄一、近持貴之、岩崎聡及び中嶋義和の7名に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈する。

第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第2号議案の承認により重任される取締役の太田勝也、根来紀行、脇野喜和、白波瀬文雄、関敏明及び西田喜直の6名及び在任中の監査役の井上秀、徳田進、西田憲司、酒見康史の4名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、退職慰労金を打ち切り支給する。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬枠を年額2億円以内から年額2億5,000万円以内に改定する。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末における取締役13名に総額3,017万円、当期末における監査役4名に総額300万円の役員賞与を支給する。

第8号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件

取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を、第6号議案で改定される取締役報酬額とは別枠で、年額3,000万円の範囲内で割り当てることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	133,489	38	0	(注) 1	可決 97.07%
第2号議案 取締役6名選任の件					
太田 勝也	132,782	745	0		可決 96.56%
根来 紀行	133,481	46	0		可決 97.07%
脇野 喜和	133,481	46	0	(注) 2	可決 97.07%
白波瀬文雄	133,350	177	0		可決 96.97%
関 敏明	133,487	40	0		可決 97.07%
西田 喜直	133,456	71	0		可決 97.05%
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 2	
小原 正敏	133,464	63	0		可決 97.06%
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	132,741	786	0	(注) 3	可決 96.53%
第5号議案 役員退職慰労金制度 の廃止に伴う取締役 及び監査役に対する 退職慰労金打ち切り 支給の件	113,954	19,573	0	(注) 3	可決 82.87%
第6号議案 取締役報酬額改定の 件	133,093	434	0	(注) 3	可決 96.79%
第7号議案 役員賞与支給の件	133,333	194	0	(注) 3	可決 96.96%
第8号議案 取締役に対する株式 報酬型ストック・オ プションとしての新 株予約権の内容に関 する承認の件	133,305	222	0	(注) 3	可決 96.94%

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できた議決権を集計することにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。